

## 「広島市地域コミュニティ活性化推進条例（仮称）」有識者会議開催要綱（新旧対照表）

現行	改正案
<p>「<u>広島市地域コミュニティ活性化推進条例（仮称）</u>」 有識者会議開催要綱</p> <p>（開催） 第1条 「<u>広島市地域コミュニティ活性化推進条例（仮称）</u>」（以下「条例」という。）の制定を検討するに当たり、有識者からの意見を幅広く聴くため、「<u>広島市地域コミュニティ活性化推進条例（仮称）</u>」有識者会議（以下「会議」という。）を開催する。</p> <p>（意見聴取） 第2条 （略）</p> <p>（構成） 第3条 （略）</p> <p>（座長） 第4条 （略）</p> <p>（会議） 第5条 （略）</p> <p>（会議の公開） 第6条 （略）</p> <p>（庶務） 第7条 （略）</p> <p>（存続の期間） 第8条 会議の存続期間は、条例が<u>制定</u>されるときまでとする。</p> <p>（その他） 第9条 （略）</p> <p>附 則 この要綱は、令和5年12月21日から施行する。 _____</p>	<p>「<u>広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例</u>」有識者会議開催要綱</p> <p>（開催） 第1条 「<u>広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例</u>」（以下「条例」という。）の制定を検討するに当たり、有識者からの意見を幅広く聴くため、「<u>広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例</u>」有識者会議（以下「会議」という。）を開催する。</p> <p>（意見聴取） 第2条 （現行に同じ。）</p> <p>（構成） 第3条 （現行に同じ。）</p> <p>（座長） 第4条 （現行に同じ。）</p> <p>（会議） 第5条 （現行に同じ。）</p> <p>（会議の公開） 第6条 （現行に同じ。）</p> <p>（庶務） 第7条 （現行に同じ。）</p> <p>（存続の期間） 第8条 会議の存続期間は、条例が<u>施行</u>されるときまでとする。</p> <p>（その他） 第9条 （現行に同じ。）</p> <p>附 則 この要綱は、令和5年12月21日から施行する。 附 則 この要綱は、令和6年 月 日から施行する。</p>